

文化学園大学研究公正委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、「文化学園大学（以下「本学」という。）研究活動の不正防止及び公正性の確保に関する規程」（以下「不正防止規程」という。）第13条に基づいて設置する研究公正委員会（以下「委員会」という。）の組織・運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「不正行為」とは、不正防止規程第2条に定めるところによる。

2 この規程において「研究者等」とは、本学において研究活動に従事する教職員、学生その他本学の施設設備を利用する者、研究費の事務処理に従事する者をいう。

3 この規程において「関係者」とは、調査対象となった案件に関係する者をいう。

4 この規程において「部局等」とは、本学の各学部、各研究所及び事務局をいう。

(組織)

第3条 委員長は、学長が委員の中から指名する。

2 委員は次の各号の者をもって充てる。

(1) 学長が指名する教職員 10名程度

(2) 学外有識者 若干名

3 前項各号に規定する委員は、学長が委嘱する。

4 第2項各号に規定する委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議事)

第4条 委員会は、委員の3分の2以上の出席により成立する。

2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(守秘義務)

第5条 委員会の構成員その他この規程に基づき不正行為の調査等に携わった者は、その職務に関し知ることのできた秘密を漏らしてはならない。

(予備調査)

第6条 委員会は、不正防止規程第13条第2項に基づく予備調査においては、告発内容の合理性を確認し、告発がなされる前に取り下げられた論文等は、取り下げの事情及び経緯も含めて判断する。

2 この条に定めるもののほか、予備調査に関し必要な事項は、委員会において定める。

(調査委員会)

第7条 不正防止規程第13条第4項に基づく調査委員会の調査委員は、委員長が委嘱する。

- 2 不正防止規程第 18 条に基づく再調査について、新たな専門性を要する場合は、調査委員の交代又は追加ができるものとする。
- 3 この条に定めるもののほか、調査委員会の運営について必要な事項は、委員会において定める。

(本調査)

第 8 条 調査委員会は、不正防止規程第 13 条第 3 項に定める報告を行った日から 20 日以内に本調査を開始し、原則として調査開始の日から 130 日以内に当該調査を終了し、委員会へ結果を報告するものとする。

2 調査委員会は、本調査において次の各号の調査を行う。

- (1) 告発者、対象研究者、その他の関係者からの証言の聴取
- (2) 実験、観察記録ノート、実験データその他の研究資料の精査
- (3) 研究報告の原稿又は発表記録の精査
- (4) 対象となる研究費の精査
- (5) その他、本調査に必要な事項

3 この条に定めるもののほか、本調査に関し必要な事項は、委員会において定める。

4 調査委員会は、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被告発者（調査対象者）の自認等の諸証拠を総合的に判断して認定を行う。

5 本来存在すべき基本的な要素の不足により、不正行為の疑いを覆すに足る証拠が示せないときは、不正行為と認定される。ただし、被告発者が善良な管理者の注意義務を履行していたにもかかわらず、その責によらない災害等の理由により、基本的な要素を十分に示すことができなくなった場合等正当な理由があると認められる場合にはこの限りではない。

(委員会の事務)

第 9 条 委員会に関する事務は、研究協力室で行う。

(規程の改廃)

第 10 条 この規程の改廃は、委員会に諮り、学長が定める。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 19 年 12 月 1 日から改定施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から改定施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から改定施行する。

(文化女子大学・文化女子大学短期大学部から文化学園大学・文化学園大学短期大学部へ校名変更)

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から改定施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 7 月 1 日から改定施行する。

附 則

この規程は、2020 年 4 月 1 日から改定施行する。

附 則

この規程は、2021 年 4 月 1 日から改定施行する。

附 則

この規程は、2022 年 4 月 1 日から改定施行する。